

目 次

教育委員会規則

- 北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則…………… 2
- 北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則…………… 2
- 児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則…………… 3

教育長訓令

- 北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令…………… 3
- 北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令…………… 3

告示

- 市町村立の幼稚園及び小学校の位置変更について…………… 4
- 市町村立幼稚園の名称変更について…………… 4

通知・通達・照会

- 北海道教育委員会委員の異動について…………… 4

§ 公布された教育委員会規則のあらまし §

◆北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第9号）

1 趣旨

部活動に係る大会等の業務に従事する場合の服務上の取扱いを定めたことに伴い、学校の教育活動として位置付けられており自校の幼児、児童若しくは生徒が参加する大会等の運営に関わるもの又は教育長が特に認めるものの職務専念義務の免除の承認については、校長が行うこととするため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

道行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役職員を兼ね、その事務を行う場合のうち、学校の教育活動として位置付けられており自校の幼児、児童若しくは生徒が参加する大会等の運営に関わるもの又は教育長が特に認めるものについては、校長が本人及び所属職員の職務専念義務の免除の承認をできるようにすることとした（第38条関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

◆北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第10号）

1 趣旨

平成24年度の北海道立高等学校の生徒定員を減員するため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

(1) 北海道芦別高等学校ほか3校について、全日制の課程の第1学年の生徒定員を減員することとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科	現 行	改正後	減員数
北海道芦別高等学校	全日制の課程	普通科	160	120	40
北海道深川東高等学校	全日制の課程	流通経済科	80	40	40
北海道佐呂間高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道羅臼高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40

(2) 北海道余市紅志高等学校ほか1校について、単位制による全日制の課程の生徒定員を減員することとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科	現 行	改正後	減員数
北海道余市紅志高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	360	320	40
北海道池田高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	360	320	40

3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

◆児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則（教育委員会規則第11号）

- 1 趣旨
児童手当法の一部改正に伴い、関係教育委員会規則の規定の整理を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 2 内容
次の教育委員会規則の規定中「子ども手当」を「児童手当」に改めることとした。
 - (1) 北海道立教育研究所管理規則（昭和44年北海道教育委員会規則第20号）第5条第2項第1号
 - (2) 北海道立図書館管理規則（昭和52年北海道教育委員会規則第20号）第6条第1号
 - (3) 北海道立特別支援教育センター管理規則（昭和62年北海道教育委員会規則第6号）第4条第1項第1号
 - (4) 北海道立美術館管理規則（平成4年北海道教育委員会規則第9号）第7条第1号
- 3 施行期日
この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。
平成24年4月10日

北海道教育委員会委員長 若狭洋市

北海道教育委員会規則第9号

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立学校管理規則（昭和32年北海道教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第38条第2項中「校長にあっては教育長」の次に「(道行政の運営上その地位を兼ねることが特に認められる団体の役職員の地位を兼ね、その事務を行う場合(学校の教育活動として位置付けられており自校の幼児、児童若しくは生徒が参加する大会等の運営に関わるもの又は教育長が特に認めるものに限る。)は、校長本人)」を加え、同項第3号中「場合」の次に「(学校の教育活動として位置付けられており自校の幼児、児童若しくは生徒が参加する大会等の運営に関わるもの又は教育長が特に認めるものを除く。)」を加える。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。
平成24年4月10日

北海道教育委員会委員長 若狭洋市

北海道教育委員会規則第10号

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道芦別高等学校の部全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

通 科	160	160	160	/	480	を	普 通 科	120	160
-----	-----	-----	-----	---	-----	---	-------	-----	-----

160

/

 440 に改め、同表北海道深川東高等学校の部全日制の課程の款専門教

育を主とする学科（商業に関する学科）の項中	流 通 経 済 科	80	80	80	/
	情 報 処 理 科	40	40	40	

/

240
120

 を

流 通 経 済 科	40	80	80	/	200
情 報 処 理 科	40	40	40		120

 に改め、同表北海

道余市紅志高等学校の項中

綜 合 学 科	360	/	360
---------	-----	---	-----

 を

総合学科	320			320	に改め、同表北海道佐呂間高等学校の項中				
		普通科	80	80	40				200
									普通科
	40	80	40		160	に改め、同表北海道池田高等学校の項中			総合
									学科
									360
									360
									総合学科
									320
									普通科
									80
	80	80			240	を			普通科
									40
									80
									80
									200

に改める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則をここに公布する。

平成24年4月10日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

北海道教育委員会規則第11号

児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則

次に掲げる教育委員会規則の規定中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

- (1) 北海道立教育研究所管理規則（昭和44年北海道教育委員会規則第20号）第5条第2項第1号
- (2) 北海道立図書館管理規則（昭和52年北海道教育委員会規則第20号）第6条第1号
- (3) 北海道立特別支援教育センター管理規則（昭和62年北海道教育委員会規則第6号）第4条第1項第1号
- (4) 北海道立美術館管理規則（平成4年北海道教育委員会規則第9号）第7条第1号

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第13号

庁 中 一 般
所 管 機 関

北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成24年4月10日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令案

北海道教育庁等専決代決規程（平成元年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2教育職員局の部教職員事務センターの項課長の欄第2号中「及び子ども手当」を削る。

附 則

この教育長訓令は、令達の日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第14号

庁 中 一 般
道 立 学 校

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成24年4月10日

北海道教育委員会教育長 高橋 教一

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令

北海道立学校職員服務規程（昭和41年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項第3号中「その事務を行う場合」の次に「(学校の教育活動として位置付けられており自校の幼児、児童若しくは生徒が参加する大会等の運営に関わるもの又は教育長が特に認めるものを除く。)」を加える。

附 則

この教育長訓令は、令達の日から施行する。

告 示**北海道教育委員会告示第28号**

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第3号の規定に基づく次の市町村立の幼稚園及び小学校の位置変更の届出を、受理した。

平成24年4月10日

北海道教育委員会委員長 若狭 洋市

設置者	名 称	変更の時期	変更前の位置	変更後の位置	変更の理由
浜頓別町	浜頓別町立 浜頓別幼稚園	平成24年4月1日	枝幸郡浜頓別町北4条2丁目28番	枝幸郡浜頓別町北1条5丁目1番地	認定こども園開設に伴う浜頓別町立浜頓別保育所施設への移転
増毛町	増毛町立 増毛小学校	平成24年4月1日	増毛郡増毛町見晴町120番地	増毛郡増毛町南暑寒町2丁目38番地	旧北海道増毛高等学校校舎の転用に伴う移転

北海道教育委員会告示第29号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第3号の規定に基づく次の市町村立の幼稚園の名称変更の届出を、受理した。

平成24年4月10日

北海道教育委員会委員長 若狭 洋市

設置者	変更前の名称	変更後の名称	変更の時期	変更の理由
浜頓別町	浜頓別町立 浜頓別幼稚園	浜頓別町こども園	平成24年4月1日	認定こども園開設に伴う名称変更

通知・通達・照会

教 総 第 2151 号

平成24年4月10日

各 次 課 長
各 出 先 機 関 の 長
各 所 管 機 関 の 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

北海道教育委員会委員の異動について（通知）

このことについて、次のとおり当教育委員会の委員に異動がありましたので、通知します。

記

1 異動事項

区 分	氏 名	委 員 の 任 期	備 考
委 員	高 橋 教 一	平成24.4.1～平成28.3.31	再 任

2 異動後の構成

区 分	氏 名	備 考
委員長	若 狭 洋 市	委員長の任期 平成23.11.2～平成24.11.1
委 員	三 戸 和 昭	委員長職務代理者（第1順位）
委 員	鷹 野 正 義	委員長職務代理者（第2順位）
委 員	中 村 隆 信	
委 員	鶴 羽 佳 子	
委 員	高 橋 教 一	教育長

（総務政策局総務課法制グループ）

